令和元年第３回定例会（９月議会）

予算特別委員会福祉環境分科会提出資料

福　祉　環　境　委　員　会　提　出　資　料

―― 補正予算・議案関係 ――

令和元年９月１８日

健　　康　　福　　祉　　部

目　　次

◎ 補正予算関係

１　次世代育成支援対策施設整備事業　（地域・家庭福祉課）・・・・・・・・・・・　１
２　(新)高齢者施設等防災・減災対策等推進事業　（長寿社会課）・・・・・・・・・・・　２
３　災害派遣精神医療チーム体制整備事業　（障害福祉課）・・・・・・・・・・・　３
４　医療提供体制整備費補助事業　（医務薬事課）・・・・・・・・・　４
５　周産期医療体制整備事業　（医務薬事課）・・・・・・・・・・・　６
６　在宅医療推進支援事業　（医務薬事課）・・・・・・・・・・・　７
７　建設改良等資金貸付事業　（医務薬事課）・・・・・・・・・・・　８

◎ 議案関係

１　秋田県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例案の概要
（障害福祉課）・・・・・・・・・・・　１１

事　業　概　要

地域・家庭福祉課

事　業　名	内　　容
次世代育成支援対策施設整備事業 １０，３１２千円 ㊤　６，８７５ ㊥　３，４００ ㊦　３７	１　事業目的 　大規模災害時における児童福祉施設に入所する児童の安全を確保するため、施設設置者が実施する非常用自家発電設備の整備に対し助成する。 ２　実施主体　日本赤十字社 ３　事業内容 　次世代育成支援対策施設整備事業　　１０，３１２千円 ・対象施設　秋田赤十字乳児院 ・所 在 地　秋田市広面 ・補 助 率　国１／２、県１／４ ・総事業費　１３，７５０千円

事　業　概　要

長寿社会課

事業名	内容
㊨高齢者施設等防災・減災対策等推進事業 ６，３６５千円 ㊛　６，３６５	１　事業目的 災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の利用者の安全・安心を確保するため、防災・減災対策の設備整備費用に対し助成する。 ２　実施主体 広域型の高齢者施設等の設置者 ３　事業内容 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業 ６，３６５千円 人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等の機器が必要な者が入所する高齢者施設等が大規模停電等に備え非常用自家発電設備を設置する費用に対して助成する。 ・補助率　国１／２ （補助上限４，５９０千円）

（単位：千円）

実施主体	施設名称	総事業費	補助予定額
（福）新成会	介護老人保健施設 友愛の郷（秋田市）	3,550	1,775
（福）花輪ふくし会	養護老人ホーム 和光園（鹿角市）	12,800	4,590

事　業　概　要

障　害　福　祉　課

<table>
<tr><th>事　業　名</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>災害派遣精神医療チーム体制整備事業

２，８６６千円

㊀　　２，８６６</td><td>１　事業目的
大規模災害発生時に増大する精神保健医療ニーズに適切かつ迅速に対応するため、各精神科救急医療圏域に災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を編成する。

２　実施主体　　県

３　事業内容
災害派遣精神医療チーム資機材整備事業
２，８６６千円
〇整備する資機材
個人装備：識別ベスト、活動服、ヘルメットほか

〇配置先
<table>
<tr><th>精神科救急医療圏</th><th>今回整備応諾</th><th>整備済み</th></tr>
<tr><td>大館・鹿角</td><td>大館市立総合病院</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>能代・北秋田</td><td>能代厚生医療センター</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>秋田周辺</td><td>ー</td><td>秋田緑ヶ丘病院※
秋田大学医学部附属病院
協和病院</td></tr>
<tr><td>由利本荘・にかほ</td><td>菅原病院</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>県南</td><td>横手興生病院</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>全県拠点</td><td></td><td>リハセン（２チーム）※</td></tr>
<tr><td>チーム数計</td><td>４チーム</td><td>５チーム</td></tr>
</table>
※ 発災後48時間以内に被災地で活動を開始する先遣隊。

【ＤＰＡＴ（ディーパット）とは】
・Disaster　Psychiatric　Assistance　Team
（ ﾃﾞｨｻﾞｽﾀｰ　ｻｲｷｱﾄﾘｯｸ　ｱｼｽﾀﾝｽ　ﾁｰﾑ ）

・精神科医師、看護師、業務調整員（ﾛｼﾞｽﾃｨｯｸｽ）を必須のメンバーとし、現地のニーズに合わせて、薬剤師、保健師、精神保健福祉士や臨床心理技術者等を適宜含めて構成するチーム。</td></tr>
</table>

事　業　概　要

医　務　薬　事　課

事　業　名	内　　容
医療提供体制整備費補助事業 １７０，５４４千円 （国　１４４，９４８ （一　２５，５９６）	１　事業目的 救急医療や災害医療等の特殊な医療等に関する地域医療提供体制の充実・強化を図るため、医療機関の施設・設備整備に対し助成する。 ２　事業内容 （１）医療機関等設備整備費補助事業　　６７，５８７千円 （国からの内示に伴う補正） ①救命救急センター設備整備事業 ・補助率　２／３（国１／３、県１／３）

（単位：千円）

対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器
秋田赤十字病院	23,043	256,300	13,057	・Ｘ線透視診断装置 ・ベッドサイドモニタ ・微量血液凝固計　他

②病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業
・補助率　２／３（国１／３、県１／３）

（単位：千円）

対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器
平鹿総合病院	4,303	22,000	2,438	脳波計
佐藤病院	8,140	22,000	4,613	超音波診断装置

③ＮＢＣ災害・テロ対策設備整備事業
（救命救急センター等が整備する核・生物剤・化学剤による災害及びテロ等に対する機器の整備への助成）
・補助率　１０／１０（国１／２、県１／２）

（単位：千円）

対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器
秋田赤十字病院	8,586	33,762	7,298	除染テントシステム

④地域災害拠点病院設備整備事業
・補助率　２／３（国１／３、県１／３）

（単位：千円）

対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器
北秋田市民病院	1,056	19,224	599	超音波診断装置

⑤在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業
・補助率　１／２（国１／２）

（単位：千円）

対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器
なかの消化器内科クリニック	315	424	157	簡易自家発電装置２台

⑥へき地診療所設備整備事業
・補助率　１／２（国１／２）

（単位：千円）

対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器
阿仁診療所	26,122	16,500	8,250	・温熱療法機器 ・歯科診療治療台　他
大潟村診療所	5,500	16,500	2,750	・Ｘ線撮影装置
西明寺診療所	10,483	16,500	5,241	・Ｘ線撮影装置 ・画像診断システム　他

⑦へき地医療拠点病院設備整備事業
・補助率　１０／１０（国１／２、県１／２）

（単位：千円）

対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器
男鹿みなと市民病院	26,950	55,000	23,184	乳房Ｘ線撮影装置

（２）医療機関等施設整備費補助事業　　１０２，９５７千円
（国からの内示に伴う補正）

有床診療所等スプリンクラー施設整備事業
・補 助 率　　１０／１０（国１０／１０）

（単位：千円）

対象施設	事業費	基礎額	補助額
秋田東病院	48,380	42,162	42,162
清和病院	94,000	60,386	60,386

事　業　概　要

医　務　薬　事　課

事　業　名	内　　容
周産期医療体制整備事業 １０，９３７千円 （国　５，４６８ 入　５，４６９） ［県民の医療の確保に関する臨時対策基金］	１　事業目的 県民が等しく周産期医療の提供を受けられ、安心して出産できるような環境を整備するため、総合周産期母子医療センターへの支援を行う。 ２　事業内容 （国からの内示に伴う補正） 総合周産期母子医療センター設備整備事業 １０，９３７千円 ・補 助 率　２／３（国１／３、県１／３）

（単位：千円）

対象施設	事業費	基準額	補助額	購入予定機器
秋田赤十字病院				
①小児設備整備	10,621	42,900	6,018	・保育器 ・モニタ内蔵型ビデオ喉頭鏡 ・血液ガス分析装置
②周産期設備整備	8,680	31,975	4,919	・ＬＤＲベッド ・輸血輸液加温装置 ・バリアフリー体重測定器 ・新生児用体重身長測定器
合　計	19,301	―	10,937	

事　業　概　要

医　務　薬　事　課

事　業　名	内　　容
在宅医療推進支援事業 １，６２６千円 ㊥　　１，６２６ ［地域医療介護総合確保基金］	１　事業目的 　患者がどこにいても安心して医療が受けられる体制づくりを目指すため、各地域の在宅医療提供体制の確保、構築に向けた事業に対して助成する。 ２　事業内容 　在宅医療を提供する病院等が購入する在宅歯科診療機器の整備に要する経費を補助する。 １，６２６千円 ・対象施設　　御野場病院（秋田市） ・対象経費　　在宅歯科診療機器の購入費 ・事 業 費　　４，２６９千円 ・基 準 額　　２，４４０千円 ・補 助 額　　１，６２６千円 ・補 助 率　　２／３

事　業　概　要

医　務　薬　事　課

事　業　名	内　　容
建設改良等資金貸付事業 １，１００，３００千円 (債　１，１００，３００)	１　事業目的 　脳・循環器疾患の包括的な医療提供体制の構築を図るため、循環器・脳脊髄センターの既存棟における大規模修繕工事に要する資金を貸し付ける。 ２　事業内容 秋田県立循環器・脳脊髄センター既存棟大規模修繕工事 ２，７６３，３６６千円

区分	項目	平成28年度概算事業費①	実施設計事業費②	増減③(②-①)
当初予定	外壁タイル落下防止	2.5億円	2.0億円	△0.5億円
	給水給湯排水管改修工事	1.3億円	0.9億円	△0.4億円
	空調配管、冷温水系配管、機械設備工事	8.6億円	8.7億円	0.1億円
	空調自動制御設備	3.2億円	6.3億円	3.1億円
	設計費	0.7億円	0.9億円	0.2億円
	計	16.3億円	18.8億円	2.5億円
実施設計による追加改修	アスベスト除去工事		3.0億円	3.0億円
	消火設備更新工事		1.6億円	1.6億円
	病床機能転換工事（※）		3.7億円	3.7億円
	設計費		0.5億円	0.5億円
	計		8.8億円	8.8億円
合　計		16.3億円	27.6億円	11.3億円
（工事費のみ）		15.6億円	26.2億円	10.6億円

※ 主な改修工事内容

【３階】リハビリ機能の集約、諸室の再配置

【４階】多床室の４床化

一般病床を48床から38床に減床

【５階】回復期リハビリ病床を38床から48床に増床

【共通】患者用の浴室及びトイレの改修

３　補正計上額　（Ａ）＋（Ｂ）　　１，１００，３００千円

（Ａ）工事に係る前払金

2,620,085千円×40%＝1,048,000千円

※10万円未満切捨

（Ｂ）設計費に係る今年度起債分　　52,300千円

４　整備スケジュール

・公告、入札　　令和元年10月～12月末

・工事期間　　令和２年１月～令和３年10月末

フェーズ１　令和２年４月～令和２年８月

フェーズ２　令和２年10月～令和３年２月

フェーズ３　令和３年４月～令和３年９月

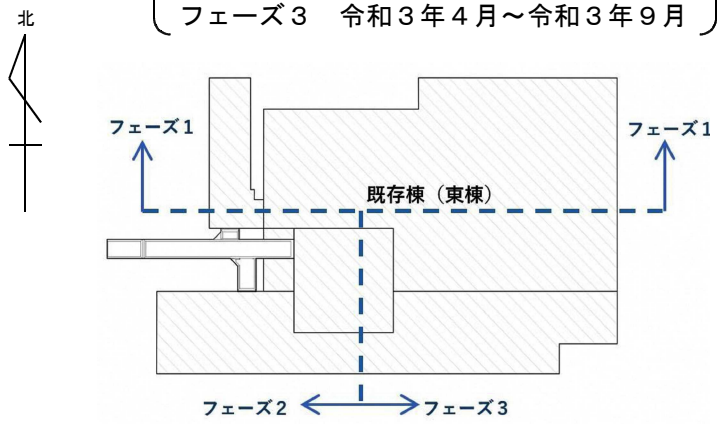

５　償還財源

病院事業債　　27.6億円

【償還財源内訳】

法人償還額　（1/3）　　9.2億円

一般会計繰出（2/3）　　18.4億円

普通交付税（※）　　11.0億円

県費　　7.4億円

（※）「公立病院に係る財政措置の再編・ネットワーク化に関する特例」により、県が起債償還額の2/3を支出した場合、元利償還金の40%について措置される。

循環器・脳脊髄センターの機能強化等に係る工事計画の概要について

医 務 薬 事 課

■増築までの運用(H27年度～H30年度)

○脳研センターと旧成人病医療センター建物を渡り廊下で結合し、暫定運用
○暫定運用に支障がないよう両建物の医療情報システムの結合・増設を行うとともに、必要な管理委託・保守委託契約を行う。
○循環器疾患患者の外来診察は、現脳研センターで行い、検査・手術・入院診療は、旧成人病医療センター建物で行う。
○脳研センターの駐車場整備のため旧衛生看護学院を解体

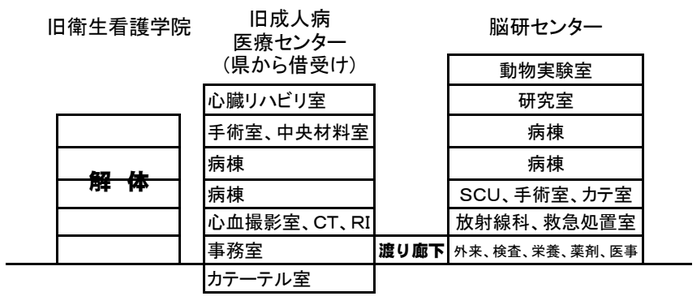

■増築工事(H29年度～H30年度)

○脳研センターの増築工事完了後、脳・循環器疾患の検査・手術・入院診療を増築部分で行う。
○増築部分で使用する医療機器は、移設や新規購入で対応。
○旧成人病医療センター(建物)については、無償譲渡済。

○旧成人病医療センター(土地)の出資と循環器・脳脊髄センター名称変更に係る定款変更を、平成30年第2回定例会 (9月議会)に提案。

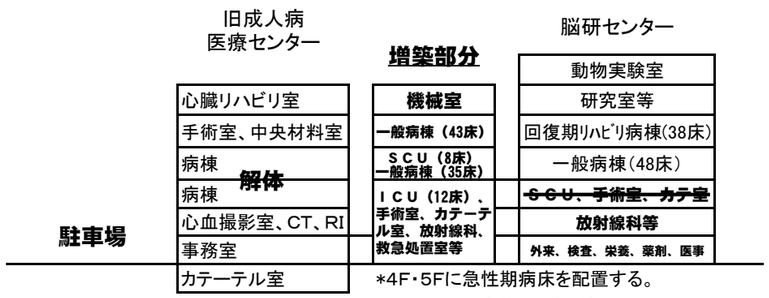

*4F・5Fに急性期病床を配置する。
*ICU(12床)、手術室およびカテーテル治療室を設置 し、救急部門を一本化する。
*放射線科の一部(一般、CT、MRI、核医学)を設置する。
*新病棟と既存棟は1F、2F、3Fで連絡する。

■改修工事(R元年度～R3年度)

○外構工事、既存棟に係る空調配管・外壁等、改修・修繕工事を実施。
○法令等に対応するため、アスベスト除去工事、消火設備更新工事を実施。
○既存棟は回復期を担う診療棟として、病室、浴室、トイレ等の修繕など療養環境の整備等を行う。

○新棟と既存棟で急性期医療と回復期医療の機能を分担し、脳と循環器の包括的な医療提供を充実させる。

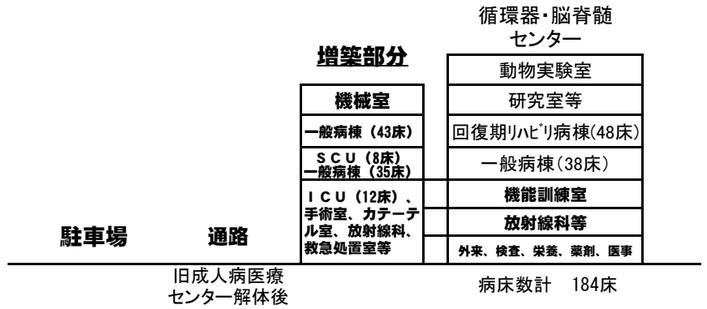

旧成人病医療
センター解体後
外構工事等

病床数計 184床

ＩＣＵ	12床
ＳＣＵ	8床
一　般	116床
回復リハ	48床

※ＩＣＵ：集中治療室
　ＳＣＵ：脳卒中集中治療室

(単位:億円)

1	旧衛生看護学院解体(駐車場整備)経費	2.4 (2.2)	【2.2】
2	旧成人病医療センター暫定運用経費	2.8 (2.7)	【2.7】
3	旧成人病医療センター医療機器等承継経費	5.2 (5.2)	【5.2】
4	脳研増築工事経費	59.9 (51.3)	【50.7】
内訳(再掲)	本体工事費	53.6 (46.6)	【46.0】
	附帯工事費	4.2 (2.6)	【2.6】
	設計費、工事監理費	2.1 (2.1)	【2.1】
5	医療機器等購入・移転経費 (サイクロトロン等)	42.1 (41.7)	【41.6】
6	既存棟改修・修繕工事経費	16.3 (16.3)	【27.6】
7	脳研増築工事経費 【附帯工事費(外構工事費)】	3.4 (1.2)	【1.5】
	■ 総 事 業 費	132.1 (120.7)	【131.5】
	旧成人病医療センター解体経費	―	【7.5】

※1 左側の額は平成29年1月23日福祉環境員会提示額
※2 下段の( )内の額はR元年5月勉強会時点での見込額
※3【 】内の額はR元年9月補正予算時点での見込額
※端数調整あり

※R元年度以降の経費については、入札等において変動する。
(消費税率は10%)

■整備スケジュール

※H31.3.1増築棟供用開始

【議案第１６７号関係】

秋田県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例案の概要

障　害　福　祉　課

１　改正理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第３７号）の施行に鑑み、心身障害者に代わって年金を受領し、これを管理する者の欠格条項について所要の規定の整備を行う必要がある。

２　改正内容

⑴　精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（現行成年被後見人又は被保佐人）は、心身障害者に代わって年金を受領し、これを管理する者となることができないこととする。（第１１条関係）

⑵　その他所要の規定の整理を行うこととする。

３　施行期日

この条例は、令和元年１２月１４日から施行することとする。

秋田県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
（年金管理者） 第十一条　略 ２　次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。 一　精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ３～６　略	（年金管理者） 第十一条　略 ２　次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。 一　成年被後見人又は被保佐人 二　破産者で復権を得ないもの ３～６　略